

ウールプラザ江南

大規模小売店舗立地法指針項目チェックリスト

届出概要

開店時刻を午前10時から午前9時に繰上げ、閉店時刻を午後9時から午後11時までに繰下げる。これに伴い来客駐車場利用時間を午前8時30分から午後11時30分までに拡大する。また、同一敷地内にあった物販店舗(ロイヤルホームセンター)がアミューズメント施設に変わったため店舗面積減少の届出をしている。(法附則第5条第1項)

届出事項

1	届出年月日	平成16年10月19日		
2	店舗名称	ウールプラザ江南		
	店舗所在地	江南市村久野町鳥附44-1ほか		
3	変更をする日	平成16年11月1日		
4	届出事項	変更前	変更後	
(1)	設置者	名称	株式会社エス・エス・ブイ	
		代表者	代表取締役 木内 政雄	
		住所	長野県長野市川中島町御厨石河原37	
		備考	なし	
	小売業者	名称	株式会社エス・エス・ブイ	変更前に同じ
		代表者	代表取締役 木内 政雄	同
		住所	長野県長野市川中島町御厨石河原37	同
		備考	なし	同
(2)	店舗面積	5,502 m ²	2,102 m ²	
(3)	駐車	位置	別紙図面のとおり	変更前に同じ
		台数	372 台	同
	駐輪	位置	別紙図面のとおり	同
		台数	18 台	同
	荷捌	位置	別紙図面のとおり	同
		面積	119m ²	同
	廃棄	位置	別紙図面のとおり	同
		容量	34 m ³	同
(4)	営業	開店時間	午前10時	午前9時
		閉店時間	午後9時	午後11時
	駐車場利用時間帯	午前9時から午後9時30分まで	午前8時30分から午後11時30分まで	
	駐車場	出入口数	8箇所	変更前に同じ
		出入口位置	別紙図面のとおり	同
	荷捌時間帯	午前4時(一部午前6時)から午後7時まで	同	
業態	食料品専門店			
用途地域	市街化調整区域			
参考	平成7年11月開店(ロイヤルホームセンター、西友江南店) 平成16年7月ロイヤルホームセンター棟に室内レジャー施設アメージングワールドが開店			

ウールプラザ江南

I 施設の配置及び運営方法関連事項

1 駐車需要の充足・周辺地域の利便確保のための配慮

(1) 交通に係る事項

① 荷捌施設の整備等

ア 荷捌施設の整備

停車位置	専用出入口・通路	面積	時間外搬入	平均処理時間	同時処理可能台数	ピーク時車両数	処理能力
敷地内	隔離	119㎡	あり	15分	1台	4台	○

イ 計画的な搬入

搬入ピーク	台数	道路混雑ピーク	道路余裕時間帯	施設運営計画の有無	荷捌待スペース	評価
8:00~9:00	4台	7:00~8:00	11:00~12:00	有り	なし	○

② 経路の設定等

ア 搬出入車両関係

通学路の有無	登下校時間の運行	登下校時間の交通整理員
有り	有り	非配備

2 生活環境悪化防止関係

(1) 騒音発生に係る事項

① 騒音問題対応策

ア 一般的対策

	住居(距離)	高層住居(距離)	騒音発生源	遮音壁(高さ)	緑地帯	その他の対策
東方向	18 m	無	汚水処理設備	無	無	-
西方向	9 m	無	来客車両	1.8m	無	-
南方向	25 m	無	来客車両	無	無	-
北方向	28 m	無	来客車両	無	無	-

遮音壁の悪影響 無

評価
○

イ 荷捌・営業活動の騒音対策

荷捌施設建築計画面での配慮	特になし
荷捌施設運営面での配慮	アイリングストップ、午前6時より前の搬入場所を住居から離す
荷捌施設機器選択面での配慮	作業員の意識向上
放送設備使用面での配慮	緊急用に限る

ウ 付帯設備及び付帯施設等における騒音対策

冷却塔、室外機からの騒音	住宅に影響が少ない場所に設置、遮音壁の設置
給排気口からの騒音配慮	ダクトの一部を屋根上に立ち上げ、住宅に影響の少ない方向に吹き出し
駐車場からの騒音配慮	周辺道路との段差をなくす
廃棄物収集作業に伴う騒音配慮	早朝、深夜の作業回避

ウールプラザ江南

② 騒音の予測評価

予測対象騒音	定常騒音	冷却塔 冷凍室外機	13	空調室外機 冷凍機械室	7	給排気口	6	変電施設	1	浄化槽	1	ポンプ		エンジン等	
	変動騒音	ゴミ収集作業	○	BGM		アナウンス									
		自動車走行	○	荷捌アイトリッパ	○	後進警報ブザー	○								
衝撃騒音	荷降し音			台車走行	○										
建物の構造(高さ)		鉄骨造平屋建(4.6m)													

ア 等価騒音レベル予測

		東(No.3) 4.5m	西(No.2) 1.5m	南(No.4) 1.5m	北(No.1) 1.5m
用途地域		第1種中高層住居専用地域	市街化調整区域	第1種中高層住居専用地域	市街化調整区域
昼間基準値		55 dB	55 dB	55 dB	55 dB
夜間基準値		45 dB	45 dB	45 dB	45 dB
設置者	昼間等価騒音レベル	50.5 dB	46.8 dB	49.8 dB	47.0 dB
	評価	○	○	○	○
	夜間等価騒音レベル	41.4 dB	37.0 dB	40.7 dB	32.3 dB
	評価	○	○	○	○
県	昼間等価騒音レベル	妥当	妥当	妥当	妥当
	夜間等価騒音レベル	妥当	妥当	妥当	妥当

イ 夜間における騒音ごとの予測

A 商工系地域で周囲50m以内に学校、保育所、病院、患者収容施設を有する診療所図書館、特別養護老人ホームの有無	無
B 工業地域で住居系地域との境界線を50m以内に有するか否か	
上記A・Bの具体的内容	

		東(C) 4.5m	西(B) 1.5m	南(D) 1.5m	北(A) 1.5m
用途地域		市街化調整区域	市街化調整区域	市街化調整区域	市街化調整区域
基準値を5dB減ずる要因		なし	なし	なし	なし
基準値		50dB	50dB	50dB	50dB
設置者	定常騒音の騒音レベル	46.7dB	36.8dB	41.3dB	36.8dB
	評価	○	○	○	○
	変動騒音と衝撃騒音の騒音レベルの最大値	64.3dB	59.7dB	68.6dB	54.2dB
	評価	△	△	△	△
県	定常騒音の騒音レベル	妥当	妥当	妥当	妥当
	変動騒音と衝撃騒音の騒音レベルの最大値	不相当	不相当	不相当	不相当

※変動騒音が基準値を超過する原因は午前4時台に1台ある搬入車両走行音である。早朝荷さばきには既に中止し時間変更の届出を予定している。また、駐車場1-②については利用しないこととした。

★ 夜間荷捌きを中止し、1-②駐車場の利用制限をした状態での夜間における変動騒音の予測

		東(C) 4.5m	西(B) 1.5m	南(D) 1.5m	北(A) 1.5m
用途地域		市街化調整区域	市街化調整区域	市街化調整区域	市街化調整区域
基準値を5dB減ずる要因		なし	なし	なし	なし
基準値		50dB	50dB	50dB	50dB
設置者	変動騒音と衝撃騒音の騒音レベルの最大値	44.3dB	42.8dB	53.8dB	46.8dB
	評価	○	○	△	○
	変動騒音と衝撃騒音の騒音レベルの最大値	妥当	妥当	妥当	妥当

※来客車両走行音の影響により南(D)において基準値を超過するが、店舗周辺道路は午後10時30分から午後11時30分の間にも100台以上の一般車両走行があり、その等価騒音レベルは、東(No.3)及び南(No.4)において、計算上56.2dBとなる。このことから、店舗の来客車両走行音が周辺に与える影響は小さいものと考えられる。

ウールプラザ江南

(2) 廃棄物関係

悪臭問題関係配慮	生ゴミ保管施設内に冷却機を設置
衛生問題関係配慮	特になし

	届出容量	保管日数	日排出量	見かけ比重	指針容量	見かけ比重の変更	判定
紙廃棄物用	9.00 m ³	1日	0.67 t	0.10 t/m ³	6.73 m ³	変更なし	○
空缶・空き瓶	11.48 m ³	1日	0.08 t	0.10 t/m ³	0.78 m ³	変更なし	○
厨芥・その他	13.50 m ³	1日	0.59 t	0.15 t/m ³	3.92 m ³	変更なし	○
合計	33.98m ³	-	-	-	11.43 m ³	-	○
保管日数の設定根拠	既存の実績に基づく						
見かけ比重変更の理由	変更なし						
指針と異なる算定式の使用	変更なし						

廃棄物排出量を減少させる要因		廃棄物排出量を増加させる要因	
ダンボール不使用納品の実施	無	空缶・空き瓶の回収箱設置	無
生ゴミ堆肥化施設の使用	無	食品トレー・ペットボトルの回収箱設置	有
廃棄物等圧縮機の使用	無	食品加工場の設置	有
脱水装置の使用	無	物販店以外の施設との保管施設の共有	無

位置・構造	適正な分別の実施		分別廃棄を実施	
	搬出作業の利便性の確保		特になし	
	搬出作業の騒音・悪臭対策の確保		夜間及び早朝作業は控えます	
	生ゴミ保管施設の温度管理等の実施		有	
	生ゴミ保管施設の気密性の確保		有	

十分な搬送頻度の確保	特になし
繁忙期の特別な措置	特になし
運搬(予定)業者(免許番号)	(株)シバタ
敷地内処理の配慮	敷地内処理なし
廃棄物運搬・処理実施要綱等の制定	無
食品加工場併設の場合の運営上の配慮	悪臭対策として汚水マスの洗浄を行う。

評価
○

市町村の意見概要	対応
夜間騒音基準値が遵守されるよう配慮いただきたい。	早朝荷さばきを中止します。

住民等の意見の概要	対応
意見なし	-

県意見案に至る考え方
江南市からの意見に対して妥当な対応が図られたものと考えられる。

県の意見案
意見なし